

佐久市保健福祉審議会障害者福祉部会 次第

令和元年11月12日(火) 午後2時30分から
於) 佐久市議会棟 1階 第3委員会室

- 1 開 会
- 2 自己紹介
- 3 障害者福祉部会の組織等について
- 4 部会長の選出
- 5 部会長職務代理の指名について
- 6 報告事項
 - (1) 佐久市福祉課・臼田学園所管事務の概要について・・・・・・資料No.1
 - (2) 佐久市第二次障がい者プランについて
 - (3) 第5期佐久市障害福祉計画及び第1期佐久市障害児福祉計画について
- 7 その他
- 8 閉 会

佐久市保健福祉審議会障害者福祉部会

資 料 目 次

1	佐久市保健福祉審議会条例	1～2
	*組織図	3
2	委員名簿	
	障害者福祉部会委員名簿	4
3	報告事項	
	(1) 佐久市福祉課・臼田学園所管の概要について	資料No.1
	(2) 佐久市第二次障がい者プランについて	
	(3) 第5期佐久市障害福祉計画及び第1期佐久市障害児福祉計画について	

○佐久市保健福祉審議会条例

平成17年7月1日条例第245号
改正 平成22年3月29日条例第3号

(設置)

第1条 少子高齢化等の福祉を取り巻く社会情勢の変化に対応し、総合的かつ計画的な保健福祉施策を推進するため、保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、保健福祉施策の推進に関する重要事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、次の部会を置く。

- (1) 児童福祉部会
- (2) 障害者福祉部会
- (3) 高齢者福祉部会
- (4) 保健部会

2 部会は、審議会から委任された専門的事項を調査審議する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会の委員以外の者を部会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

4 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(専門委員会)

第8条 審議会及び部会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員は、会長又は部会長が指名する。ただし、必要に応じ、審議会及び部会の委員以外の者を専門委員会の委員とすることができる。この場合においては、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

3 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

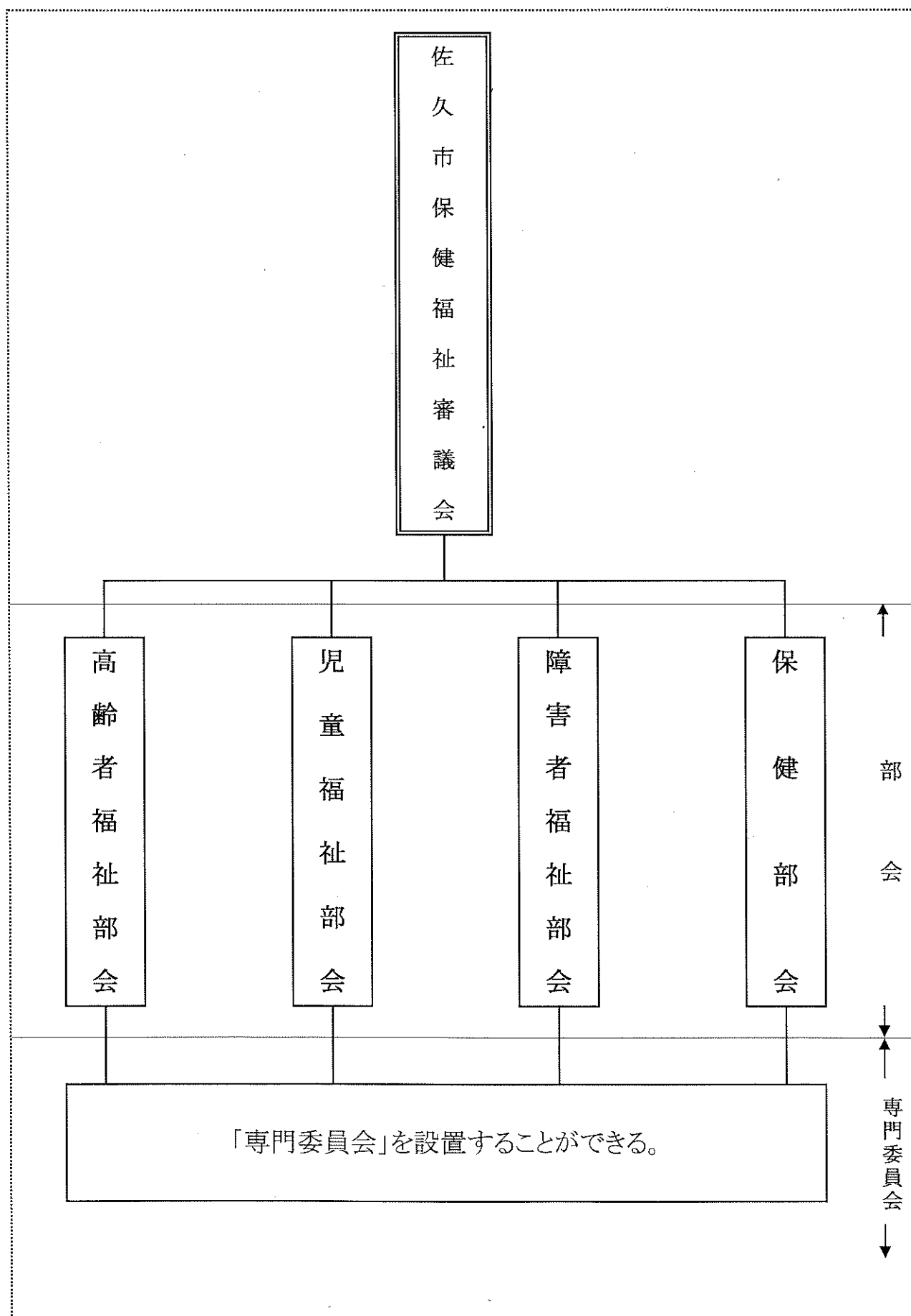
2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成17年佐久市条例第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成22年3月29日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

佐久市保健福祉審議会組織図



佐久市保健福祉審議会 障害者福祉部会委員名簿

任期：R元.10.16～R3.10.15

（敬称略）

No.	審議会委員	選出組織等	役職名等	氏名
1	●	識見者	長野県弁護士会 佐久在住会	山 田 啓 顕
2		識見者	障害者スポーツ指導員	山 田 秀 光
3		区長会	佐久市区長会副会長	金 澤 英 人
4	●	民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 副会長	佐 藤 和 夫
5		民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 副会長	土 屋 珠 江
6		民生児童委員協議会	佐久市民生児童委員協議会 副会長	武 重 和 彦
7		保健補導員会	佐久市保健補導員会理事	萩 原 葉 子
8	●	福祉団体	佐久市身体障害者福祉協会 会長	小 林 壽 夫
9	●	福祉施設	緑の牧場学園施設長	廣 田 典 昭
10	●	福祉施設	NPO法人ウイズ・ハートさく理事長	杉 田 義 夫
11		PTA代表	小諸養護学校PTA佐久支部 支部長	土 屋 加 寿 子
12		産業関係団体	佐久商工会議所 理事	上 原 卓
13		在宅看護職	在宅看護職の会	横 山 孝 子

福祉課・臼田学園所管 事務分担表

(平成31年4月1日現在)

福祉課

地域福祉係

- 1 部の庶務及び調整に関すること。
- 2 部建設工事請負人等選定委員会に関すること。
- 3 民生委員、児童委員及び福祉委員に関すること。
- 4 社会福祉諸団体の育成に関すること。
- 5 恩給、復員、戦傷病者及び海外引揚者に関すること。
- 6 災害援護に関すること。
- 7 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- 8 配偶者間暴力対策に関すること。
- 9 社会福祉法人の定款認可及び監査に関すること。
- 10 結婚支援に関すること。

障害福祉係

- 1 障害者自立支援費等の給付に関すること。
- 2 地域生活支援事業に関すること。
- 3 障害者自立支援医療に関すること。
- 4 障害福祉事業に関すること。
- 5 障害者関係施設に関すること。
- 6 指定特定相談支援事業所の指定に関すること。

療育支援係

- 1 障害者及び障害児の相談及び支援に関すること。
- 2 特別障害者手当等に関すること。
- 3 障害児福祉手当に関すること。
- 4 特別児童扶養手当に関すること。
- 5 障害支援区分の認定に関すること。
- 6 障害福祉団体の活動支援等に関すること。
- 7 障害者及び障害児の生活支援及び社会参加の促進に関すること。
- 8 障害児通所支援事業に関すること。
- 9 障害者自立生活支援センターの管理及び運営に関すること。
- 10 療育支援センターの管理及び運営に関すること。

保護係

- 1 生活保護に関すること。
- 2 中国残留邦人等の生活支援に関すること。
- 3 生活困窮者自立支援事業に関すること。

障害者支援施設 臼田学園

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス・相談支援・基本相談支援を行う。

佐久市の障害者の状況

福祉課

障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

障害種別	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
身体障害者手帳	4,262	99.2	4,244	99.6	4,188	98.7
療育手帳	918	102.7	910	99.1	911	100.1
精神障害者保健福祉手帳	915	101.6	874	95.5	970	111.0
合計	6,095	100.0	6,028	98.9	6,069	100.7
佐久市の総人口に占める障害者の割合	5.9%		5.9%		5.9%	
長野県の総人口に占める障害者の割合	6.2%		6.3%			

※数値は各年度3月31日現在

31.3.31現在長野県総人口 2,052,033 人

31.3.31現在佐久市人口 98,867 人

H31.3.31時点で複数手帳を所持

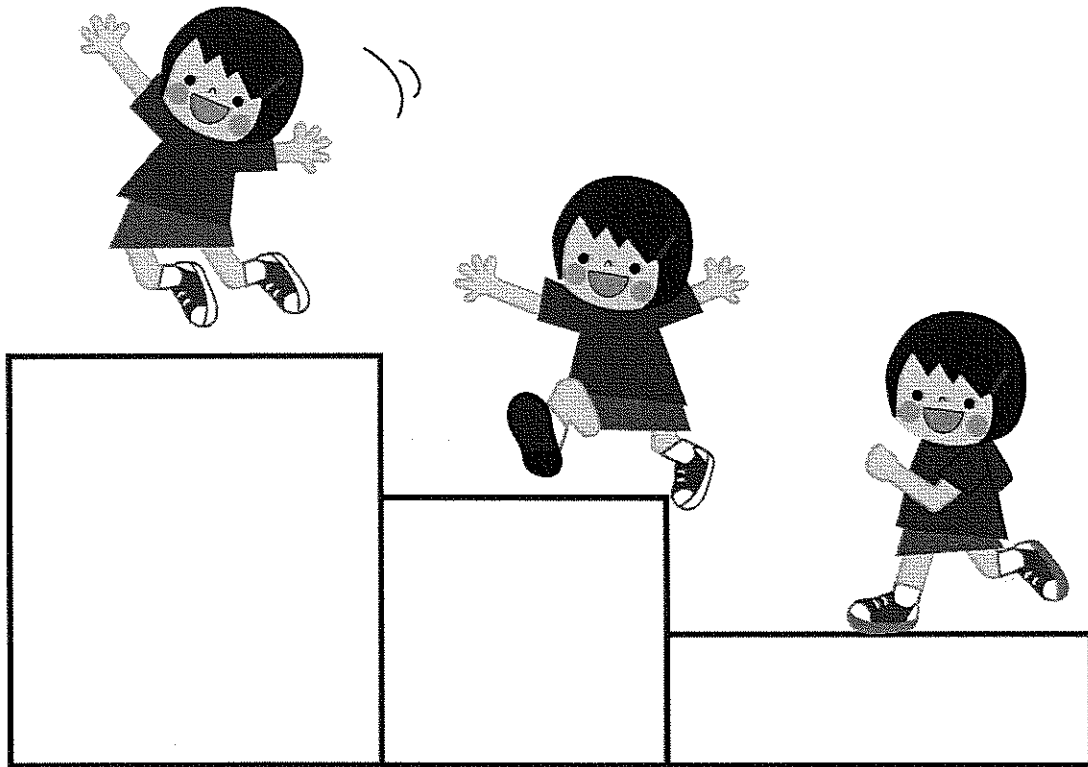
重複 203 人

重複を考慮した手帳所持者数

6,069人 - 203人 = 5,866人

児童発達支援事業所

佐久市療育支援センター

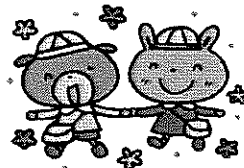


佐久市

施設の目的



佐久市療育支援センターは、育児について悩みのあるご家族や、心身の発達で気になるお子さんの子育てのお手伝いをさせていただくために、親子で一緒に通園し望ましい親子関係をつくりながら心やからだの発達を促し、日常生活における基本的動作の習得や集団生活に適應できることを目的としています。また保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携しながら、お子さんとご家族への支援を行うとともに、地域の支援体制の充実を図ります。



1. 療育事業

利用対象児

住所地の市町村より通所受給者証の交付を受け、保護者と共に通園可能な小学校入学前のお子さんを原則とします。

利用定員

20名

開園日

月曜日～金曜日（クラスにより利用日が異なります。）

療育時間

午前9時15分から午後1時15分

利用料

市町村が定める利用者負担額になります。

*レクリエーション活動費などは、実費をご負担いただきます。



基本的な考え



- ①保護者さんが、お子さんとみっちり関わる時間を持つことが出来る
- ②保護者さんとセンターとで、お子さんへの関わり方について一緒に考え、実践していく
- ③子供自身が、「出来た!!」「もっとやってみたい!!」という経験が積めるよう保護者さんとセンターとで関わっていく



子どもたちの一日

9:15	10:00		11:10	11:40	12:40	13:15
登園	朝の会	*主活動	昼食	自由遊び	個別支援	帰りの会
						降園

<持ち物>

- お弁当(親子分)・水筒(お茶)・歯ブラシ・コップ
- ルーフ付きハンドタオル・着替え・おしほり(昼食時用)
- その他お子さんに必要な物
- *保育園に通っているお子さんは、保育園の連絡帳(ノート)

<佐久市療育支援センタースタッフ>

- 社会福祉士・作業療法士・保育士・保健師など



<支援の先生>

- | | |
|-------------|----------|
| *小児科医師 | *臨床心理士 |
| *作業療法士 | *理学療法士 |
| *言語聴覚士 | *音楽療法士 |
| *歯科衛生士 | *栄養士 |
| *療育コーディネーター | *就学指導専門員 |



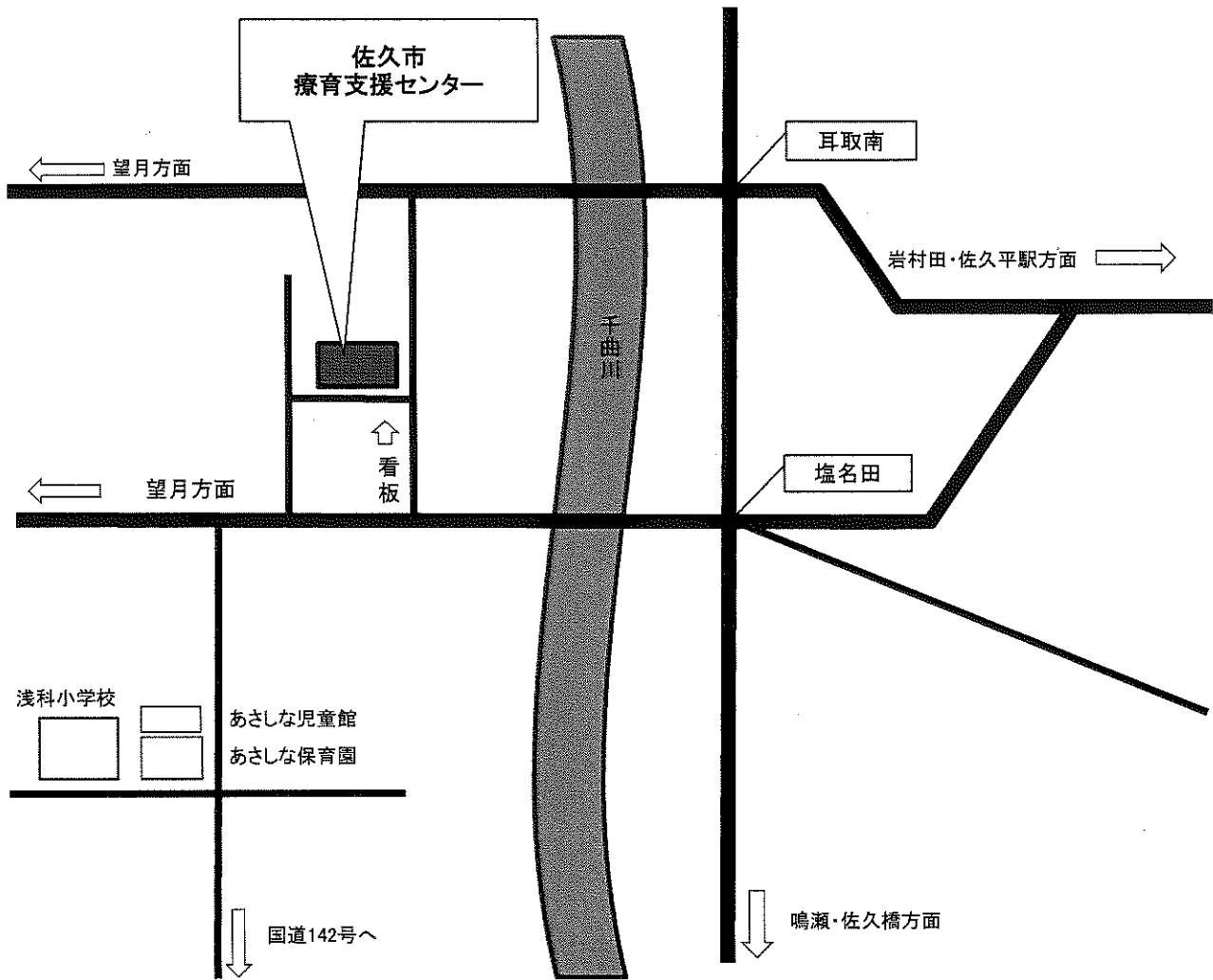
2. 関係機関との連携

- *関係機関と連携を取りながら支援していきます。
医療機関、地区担当保健師、相談支援専門員等

3. 保護者勉強会

- *講師を招いて、定期的に保護者勉強会を実施しています。
その中で、発達についての理解を深め、対応などについて考えていく機会をもうけます。

案内図



住所
〒384-2103
佐久市御馬寄1359番地4
TEL・FAX 0267-58-1011

臼田学園の概要

1 施設及び種別

佐久市障害者支援施設 臼田学園（生活介護 60 名 / 施設入所支援 60 名）

2 所在地

〒384-0304 長野県佐久市北川557番地102
電話 0267-82-2407 FAX 0267-82-2473

3 沿革

- 昭和31年10月 臼田町立精神薄弱児施設臼田学園を稲荷山公園に開設 定員60人
昭和32年 9月 学園内に町立臼田小学校並びに中部中学校分室設置
昭和37年 4月 入所定員80名に増員
昭和54年 4月 長野県立上田養護学校臼田学園分室開校
昭和61年10月 現在地に精神薄弱者更生施設臼田啓明園開設(定員50名)と併せ、移転する(臼田学園定員30名)
平成 元年 3月 長野県立上田養護学校臼田学園分室閉校
4月 長野県立小諸養護学校に通学
平成11年 4月 精神薄弱者福祉法の改正により、知的障害児施設臼田学園、知的障害者更生施設臼田啓明園と改称する
平成15年 4月 臼田啓明園は措置制度(措置費月額)から支援費制度(契約)に移行
平成17年 4月 市町村合併により佐久市となる
平成18年 4月 臼田啓明園は支援費制度(契約)から「障害者自立支援法」施行に伴い自立支援給付(単位制日割)に移行
10月 臼田学園は措置制度(措置費月額)から「障害者自立支援法」施行に伴い自立支援給付(単位制日割)に移行
平成24年3月末 知的障害児施設臼田学園は廃止
4月 知的障害者更生施設臼田啓明園は「障害者自立支援法」に基づき障害者支援施設臼田学園に移行(定員60名)
平成28年 4月 短期間の入所を必要とする障害者等を対象とする短期入所事業(空床利用型)を開始

4 設置の目的

臼田学園は、知的障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを提供する。(障害者自立支援法第83条第3項)

5 園の方針

- ・一人ひとりの命を大切にし、かけがえのない個人として、個性・主体性・可能性を尊重します。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、知る権利・自己決定・プライバシーを大切にします。
- ・利用者が年齢、障がいの状態にかかわらず社会を構成する一員として、地域生活が送れるよう支援します。また、地域や家族との結びつきを重視し、地域に関われた施設づくりに努めます。
- ・職員は自らの役割を自覚し、絶えず研鑽を重ね利用者一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援します。

6 施設の面積

敷地面積 8,386.60㎡(約2,537坪) / 建物面積 2,721.54㎡(約823坪)

7 主な行事

- 6月 障害者スポーツ大会、交通安全教室
親子レクリエーション大会
- 9月 バス旅行
- 10月 わかびな祭
- 11月 一泊旅行
- 12月 クリスマス会
- 2月 節分、バレンタインデー
- 3月 ひな祭り、ホワイトデー

8 日 課

- 6:00 起床・身支度・洗面・清掃
- 7:30 朝食準備、配膳・朝食・排泄・歯磨き
- 8:30 職員ミーティング
- 8:45 職員朝礼
- 9:00 利用者朝礼・体操・体力作り
- 9:50 休憩
- 10:00 日中活動
- 11:30 昼食準備、配膳・昼食・排泄・歯磨き
- 12:30 昼休み
- 13:30 日中活動・入浴
- 15:00 休憩
- 16:30 たんぽぽ班帰寮(入浴日以外は下着・靴下着替え)
- 17:00 職員引継
- 17:30 夕食準備、配膳・夕食・洗面・身支度
清掃・布団敷き
- 19:00 余暇活動
- 21:00 就寝

9 利用者の状況

(市町村別)

(令和元年 9月 1日現在)

市町村	佐久市	小諸市	軽井沢町	御代田町	立科町	佐久穂町	小海町	川上村	南牧村	長野市
人員	26	2	2	2	1	2	1	2	1	2
市町村	上田市	須坂市	千曲市	塩尻市	大田市	南木曾町	大桑村	信濃町	長和町	計
人員	3	2	1	1	1	1	1	1	1	53人

(利用者年齢別)

年齢	25歳未満	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	合計
男性(人)	1	2	1	0	6	8	10	5	3	0	36
女性(人)	0	0	3	0	5	2	5	2	0	0	17
計	1	2	4	0	11	10	15	7	3	0	53人

・利用者平均年齢 47.5歳

(最年少 22歳)

(最高齢 64歳)

・平均入所期間 35.3年

・障害支援区分

1	0人	4	10人
2	0人	5	16人
3	3人	6	24人
計53人			

・入所者男女別

男	女
36人	17人

10 職員の状況

職種	施設長	サビ管	支援員	調理員	看護師	栄養士	事務員	計
人員	1	1	28	6	1	1	2	40人